



質問

使用細則で、バルコニーでの喫煙を制限することはできますか。

(相談概要)

一部の組合員よりバルコニーからのタバコの投げ捨てや受動喫煙による健康被害の苦情が理事会に寄せられていることから、理事会では、バルコニーでの喫煙を全面禁止とする使用細則の変更を検討していますが、そもそも使用細則でこれを規定することは可能でしょうか。



回答

マンション標準管理規約では、第13条に「区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しなければならない」と規定しております。また、同コメントで、「通常の用法」の具体的内容は使用細則で定めることができるとしており、例えば「自転車は、1階の駐輪場に置き、それ以外の場所に置いてはならない」等、規定することが可能です。本件、バルコニーでの喫煙禁止を「通常の用法」の具体的内容の1つとして、使用細則の変更で規定することができるかどうかという問題ですが、喫煙は個人の趣味・嗜好であり個人の自由に委ねられるべき事項とする考えがある一方、タバコの煙が喫煙者のみならず、周辺で煙を吸い込む者の健康にも悪影響を及ぼす恐れがあること、一般的にタバコの煙を嫌う者が多くいること、喫煙場所を限定するビルや施設がかなり多くなっていること等は公知の事実でもあり、使用細則で制定するには不合理と解することは困難でしょう。

なお、喫煙者からは強い反対も予想されますので、管理組合としては、アンケート等で組合員の意向を十分に確認した上で、慎重に検討を進めるなど丁寧な対応が望まれます。

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。